

評定区分の変更(新旧比較)

旧評価制度では、「SABCF」の5段階で評価し、「A」を標準としていたが、新評価制度では、「SABCD」の5段階で評価し、「B」を標準とした。
新旧制度を比較すると以下の表のとおり。

旧評価制度 (平成25年度業績評価まで)		新評価制度 (平成26年度業績評価から)	
S	特に優れた実績を上げている。 (客観的基準は設けない)	所期の目標を量的及び質的に上回る 顕著な成果。 (達成度が120%以上で、かつ質的に 顕著な成果)	S
		所期の目標を上回る成果。 (達成度120%以上)	A
A	計画通り、または上回って履行。 (達成度100%以上)	所期の目標を達成。 (達成度100%以上120%未満)	B
		所期の目標を下回っており、改善を要 する。(80%以上100%未満)	C
B	計画通りの履行でない面あり。 (達成度70%以上100%未満)	所期の目標を下回っており、業務の廃 止を含めた抜本的な改善を求める。 (達成度80%未満)	D
C	履行が遅れており、業務改善が必 要。(達成度70%未満)		
F	業務運営の改善・勧告が必要。 (客観的基準は設けない)		

【新評価制度】

※ 内部統制に関する評価など、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難しい場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：—

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)

C：目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。